

◆◆◆◆ 平成30年第4回定例会賛否一覧 ◆◆◆◆

※これ以外の議案等は全員一致です。

議員名	櫻井一隆	後藤勲	熊合善行	深見迪	黒沼俊幸	松下哲也	川村多美男	渡邊定之	鈴木裕美	平川昌昭	本多耕平	菊地誠道	館田賢治	結果
意見書案第26号 所得税法第56条の廃止を 求める意見書	×	×	×	○	×	×	×	○	○	×	○	×		原案否決
意見書案第27号 2019年10月からの 消費税10%への増税中止 を求める意見書	×	×	○	○	×	○	×	○	○	○	○	×		原案可決

○ 賛成 × 反対 退 退席 欠 欠席 (議長は、可否同数以外の採決には加わりません。)

意見書

次の3件の意見書が提出されました。2件が可決、1件が否決されました。

◆意見書第25号(可決)

国保の抜本的改革を求める意見書

国民健康保険制度における高い保険税の問題は、国民の暮らしと健康を守る・国保制度の持続可能性・社会の公平公正を確保するため、協会の公平公正を確保するため、協会のけんば並みに引き下げを求めたものです。

◆意見書第26号(否決)

所得税法第56条の廃止を求める意見書

税法上では、申告の仕方によって青色・白色申告があります。家族経営の自営業で働く人たちの働きを公正に認め、給料を経費にできるよう求めたものです。

◆意見書第27号(可決)

2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書

現状における軽減税率等の不確定な内容では、中小零細事業者をはじめ、日本経済に大きな影響及ぼすことが考えられること。

2023年に導入される「インボイス制度」は中小零細事業者にとっては深刻な問題で、地域経済等に打撃的な影響を及ぼすことから消費税増税の中止を求めたものです。



総務経済委員会所管事務調査報告書

1. 調査事項

停電に備えるための一次産業等への町の対応について

調査日時：平成 30 年 11 月 9 日

調査場所：標茶町役場議員室

2. 出席者

委員：本多委員長、後藤副委員長、櫻井委員、熊谷委員、深見委員、川村委員、舘田委員
 説明員：牛崎総務課長、神谷交通防災係長、多津美観光商工課長、村山農林課長、柴農林課参事
 菊地農業企画係長
 事務局：佐藤事務局長、小野寺議事係長

3. 調査の経過及び内容

9月6日午前3時8分胆振東部地震に伴う長期停電に係る標茶町の状況そして停電に備える為の各関係する係より説明を受ける。対応状況は5時 38 分災害対策会議開催後一般避難所開設、携帯充電スポット5ヶ所、食料供給困難者への配給場所、給水困難者への給水場所の設置、消防車により農業への給水支援、土木建設業協会の発電機支援を受け水道施設の応急対応を実施、農林課より酪農家の被害状況として生乳廃棄 1,443t金額として1億 4,400 万円、乳房炎発症約 1,300 頭との被害報告、さらに観光商工課より商工業被害 37 件 13,765 千円、観光被害（宿泊キャンセル等）809 人、6,154 千円とそれぞれ報告を受ける。

4. 委員会の所見

町内全域で 45 時間に及ぶ長期停電が発生、今後の災害に備えるべく行政として経過と内容をしっかり検証しなければならない。第一に今回の災害の実態調査の範囲をどのように設定したのか、業会からの資料提供説明では行政自らの対策強化の一步には遠い内容である。町民の命と暮らし、そして基幹産業を守る原則に立った災害対策マニュアルをそして災害対策会議は庁舎内だけでなく経済団体、町内会等広い組織メンバーで構成すべきと考える。

厚生文教委員会所管事務調査報告書

1. 調査事項

児童館の現状と課題について

調査日時：平成 30 年 11 月 26 日

調査場所：標茶町役場議員室

標茶児童館

2. 出席者

委員：松下哲也委員長 渡邊定之副委員長 黒沼俊幸委員、鈴木裕美委員、平川昌昭委員
 説明員：伊藤児童館館長、石塚次長、鈴木係長
 事務局：佐藤事務局長、小野寺議事係長

3. 調査の経過及び内容

資料に基づき、児童館の概要、職員体制、月別利用実績（平成 28 年度～平成 30 年 10 月まで）、実施事業研修等の説明、質疑後、児童館を視察した。

（主な説明）

- ・児童に健全な遊びの場を与えてその健康を増進し情操を豊かにするとともに地域組織活動の育成助成に資することを目的とするとして児童福祉法第 40 条に基づく児童厚生施設として設置された。
- ・保育室1、ホール1、職員室1、ホールは学童保育と共用
- ・月別利用実績表から毎日の利用者数を割り返すと幼児1～2名、小学生 15～20 名、中学生1～2名、高校生 0～1名である。
- ・「じどうかんだより」を年 10 回発行し、標茶小学校、図書館、幼稚園、保育園に配布。
- ・昭和 53 年建設の幼稚園の後を活用した施設であり築 40 年を経過し各所に防寒上の対策を講じなければならない所が見受けられた。

4. 委員会の所見

児童館の利用者数は、ほぼ固定されていると思われるが、設置の目的から見ると保護者の認識と理解が必要であるとする。また、児童館の存在、活動内容等を広く周知させる方策を取ることが必要と考える。築 40 年経過した施設であり幼児から利用できることから寒さに対する方策は万全を期するものがあり、早急な対応を取る必要があると考える。